

事 務 連 絡  
平成20年10月31日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(韓国産ミニトマト)

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、輸入時の検査命令において、下記の検査命令免除輸出業者が輸出した生鮮ミニトマトから基準値を超えるフルキンコナゾールが検出されたことから、同事務連絡の別添1の2の別表8から当該業者を削除し、別紙のとおりとしますの  
で御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

FOODPIA CO., LTD.

<違反事例>

品 名：生鮮ミニトマト

輸 入 者：亜味貿易 株式会社

輸 出 者：FOODPIA CO., LTD

届出数量及び重量：776 C/T、2,328 kg

検査結果：フルキンコナゾール 0.046ppm (基準値：0.01ppm)

届 出 先：福岡検疫所門司検疫所支所 (下関分室)